

宮城県警察の術科訓練に関する訓令

平成18年3月24日
宮城県警察本部訓令第7号

宮城県警察の術科訓練に関する訓令を次のように定める。

宮城県警察の術科訓練に関する訓令

宮城県警察術科訓練規程（昭和55年宮城県警察本部訓令第6号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 術科指導体制（第5条－第8条）
- 第3章 術科訓練及び術科大会（第9条－第11条）
- 第4章 特別強化訓練（第12条－第14条）
- 第5章 雑則（第15条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、警察教養細則（平成13年警察庁訓令第4号）第30条第1項に基づく術科訓練に関し必要な事項を定め、警察官の基礎的な気力、体力を養うとともに、職務執行に直結した実戦的術技を身につけさせ、もって現場執行力の強化と健康維持を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 術科 柔道、剣道、逮捕術、拳銃操法、総合対処法、救急法、点検、教練（礼式を含む。）及び体育をいう。
- (2) 所属長 警察本部の部及び仙台市警察部に置かれた課等（以下「本部の課等」という。）の長、警察学校長並びに警察署長をいう。
- (3) 執行隊 宮城県警察機動警ら隊、宮城県警察鉄道警察隊、宮城県警察機動捜査隊、宮城県警察交通機動隊、宮城県警察高速道路交通警察隊及び宮城県警察機動隊をいう。
- (4) 主任術科指導員 術科全般を総括して訓練を円滑に推進をするとともに、術科指導員を指揮する者をいう。
- (5) 術科指導員 術科訓練を指導する者をいう。

（術科訓練の励行）

第3条 警察官は、常に術科の訓練を反復し、気力、体力及び術科技能の向上に努めなければならない。

（所属長の責務）

第4条 所属長は、所属警察官の術科を振興し、現場執行に当たる所属警察官に対する実戦的かつ効果的な訓練を推進するとともに、訓練の安全管理に万全を期さなければならない。

第2章 術科指導体制

(上席術科指導官等の派遣)

第5条 警務部教養課長(以下「教養課長」という。)は、所属長の行う術科訓練を効果的に推進するため、上席術科指導官等を必要に応じ執行隊、警察学校及び各警察署に派遣することができる。

2 所属長は、術科訓練を効果的に推進するため、教養課長との連携を密にするものとする。

(主任術科指導員の任命及び術科指導員の指定)

第6条 執行隊、警察学校及び警察署に、主任術科指導員及び術科指導員を置く。

2 主任術科指導員は、巡査部長以上(同相当職を含む。)の階級で人格識見に優れ、特に柔道、剣道等の技能及び指導力を有する者から警察本部長(以下「本部長」という。)が任命する。

3 術科指導員は、術科技能及び指導力を有する者から、所属長の推薦により、本部長が指定する。

4 所属長は、主任術科指導員及び術科指導員(以下「主任術科指導員等」という。)を効果的に活用できるよう、配置及びその運用に配慮するものとする。

(主任術科指導員等の研修)

第7条 教養課長は、主任術科指導員等に対して、定期的に研修会等を開催して、知識技能の習得と指導能力の向上を図るものとする。

(主任術科指導員等の派遣要請)

第8条 教養課長は、術科の指導等の必要がある場合には、主任術科指導員等が配置されている所属の長に対し、主任術科指導員等の派遣を要請することができる。

第3章 術科訓練及び術科大会

(訓練の基準)

第9条 所属長は、所属警察官に対して、次に掲げる基準により、術科訓練を行うものとする。

- (1) 柔道及び剣道 強じんな身体と不とう不屈の精神力を養うことを目的とした基本訓練や自由訓練等を行うこと。
- (2) 逮捕術 現場制圧技能の向上及び受傷事故防止を目的とした基本訓練、応用訓練及び補助訓練を行うこと。
- (3) 拳銃操法 射撃技術及び使用判断能力の向上を目的とした射撃訓練、映像訓練等を行うこと。
- (4) 総合対処法 総合的な事態対処能力の向上を目的とした基礎訓練や想定訓練を行うこと。
- (5) 上記以外の種目は、必要に応じて本部長が別に定めるところにより行うこと。

(訓練の計画)

第10条 所属長は、術科訓練を計画的かつ恒常的に実施するため、年度ごとに年間計画を策定するものとする。ただし、本部の課等に勤務する警察官については、教養課長が策定するものとする。

(術科大会の開催)

第11条 本部長は、士気の高揚と訓練の成果を確認するため、術科大会を開催するもの

とする。

第4章 特別強化訓練

(特練員の指名)

第12条 本部長は、特に術科技能に優れ、かつ、身体強健で人格識見に優れた者を特別強化訓練員（以下「特練員」という。）に指名することができる。

(特練の計画及び実施)

第13条 教養課長は、特別強化訓練（以下「特練」という。）の年間計画を策定し、特練員の訓練の強化に努めるものとする。

(各種大会への出場)

第14条 特練員は、特練の一環として、必要に応じ本部長の承認を得て、各種大会に出場するものとする。

第5章 雑則

(具体的事項)

第15条 この訓令に定めるもののほか、警察術科訓練に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日本部訓令第13号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月16日本部訓令第5号）

この訓令中第8条及び第9条の規定は令和5年3月24日から、第1条から第7条まで及び第10条の規定は令和5年4月1日から施行する。